

二次相続もふまえた一次相続時の遺産分割

山口 昇 税理士

Q

私は建築業を営む個人事業者です。このたび、父が他界し、相続が発生しました。相続人は母と長男の私、弟の三人（法定相続人三人）ですが、配偶者の母が遺産を相続すると相続税額が軽減されると聞きました。この場合、将来いずれ訪れる母の相続開始時の相続税が増えることになるのではと心配しています。

今回、発生した父の財産の相続（一次相続）と、将来いずれ起こる母の財産の相続の両者を考慮して、最も相続税の負担が少なくなるようにするためには、遺産分割をどのようにしたらよいかお教えください。なお、亡くなった父の遺産は二億二〇〇〇万円で、相続時精算課税制度は利用しておりませんし、三年以内の贈与財産もありません。

A

① 相続税のしくみ

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産および相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前三年以内の贈与財産の価額を加算）が、

基礎控除額（五〇〇〇万円＋法定相続人×一〇〇〇万円）を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して課税されます。この場合、相続税の申告および納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から一〇ヵ月以内となります。

の相続税の計算にあたっては、その算出された相続税額から一定の金額が配偶者の軽減税額として控除されることになっていきます。そのため、配偶者の取得した財産の価額（配偶者の課税価格）が正味遺産（課税価格の合計額）に係る配偶者の法定相続分

相当する金額が一億六〇〇〇万円のいずれか多いほうの額以内なら、相続税はかからないこととなります。配偶者に対する相続税については、同一世代間の財産移転であること、配偶者が遺産の形成に寄与したこと、配偶者の老後の生活の保障をする必要があること、配偶者が相続した財産は他の場合に比べて次に相続税が課税されるまでの期間が短いことなどの事情が考慮されているものと考えられます。

④ 具体的な計算

お尋ねの場合において、今回の相続税（二次相続）が最も少なくなるように遺産分割を行って相続税の税額を計算すると、〈表3〉のとおりになります。

ただし、今後発生する配偶者に対する相続（二次相続）における相続税額は、〈表4〉のようになります（配偶者の財産は一次相続で取得した財産のみと仮定）。

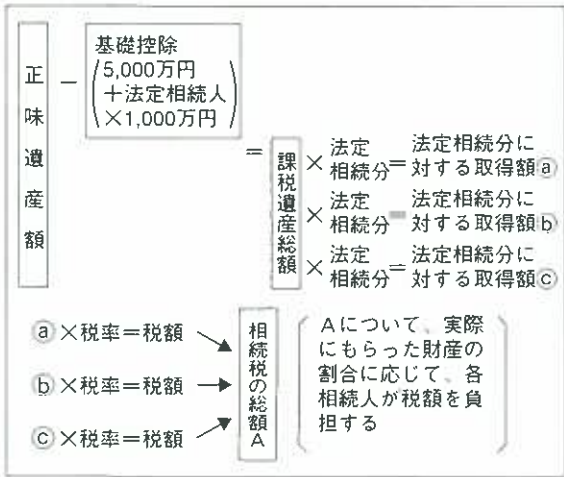
② 相続税の計算方法

相続税の計算方法は、具体的には〈表1〉のようになります。

③ 配偶者に対する相続税の軽減

被相続人の配偶者が、相続または遺贈により財産を取得した場合には、その配偶者

〈表1〉



〈表2〉配偶者に対する税額軽減

- ①課税価格の合計額×配偶者の法定相続分……A
 (Aが1億6,000万円に満たない時は、1億6,000万円とする)
 ②配偶者の取得した財産の課税価格……B
 ③配偶者の税額軽減額

$$\text{相続税の総額} \times \frac{A \text{と} B \text{のうちの少ない方}}{\text{課税価格の合計額}} = \text{税額軽減額}$$

〈表3〉今回の相続(一次相続)

- (1)課税価格の合計額 2億2,000万円
 (2)遺産に係る基礎控除額
 $5,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円} \times 3 \text{人} = 8,000 \text{万円}$
 (3)課税される遺産額 (1)-(2)=1億4,000万円
 (4)法定相続分に应ずる取得金額
 配偶者 (3)× $\frac{1}{2}$ = 7,000万円……①
 子 (3)× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ = 3,500万円……②
 子 (3)× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ = 3,500万円……③
 (5)相続税の総額
 ①×30%-700万円 = 1,400万円
 ②×20%-200万円 = 500万円
 ③×20%-200万円 = 500万円
2,400万円

●具体的な遺産分割

【今日の相続で税額が最も少なくなる場合】

分割内容	配偶者 1億6,000万円
	長男 3,000万円
	次男 3,000万円

- (1) 配偶者の税額
 a. 本来の税額 $2,400 \text{万円} \times \frac{16,000 \text{万円}}{22,000 \text{万円}} = 17,454,545 \text{円}$
 b. 軽減額 $2,400 \text{万円} \times \frac{16,000 \text{万円}}{22,000 \text{万円}} = 17,454,545 \text{円}$
 $\therefore 22,000 \text{万円} \times \frac{1}{2} < 16,000 \text{万円}$
 $\therefore 16,000 \text{万円}$
 c. 差引負担額 a-b = 0円
 (2) 長男の税額 $2,400 \text{万円} \times \frac{3,000 \text{万円}}{22,000 \text{万円}} = 3,272,700 \text{円}$
 (3) 次男の税額 $2,400 \text{万円} \times \frac{3,000 \text{万円}}{22,000 \text{万円}} = 3,272,700 \text{円}$
 (4) 各人の税額の合計 (1)+(2)+(3) = 6,545,400円

額の合計は、二〇五万五四〇〇円となります。
⑤最も有利な遺産分割
 一次・二次相続税の合計額が最も少なくなる遺産分割を計算したものは〈表5〉のとおりとなります。
 一次相続で配偶者が九〇〇〇万円の財産を相続し、その残りの一億三〇〇〇万円を二人の子供で相続する場合は、一次相続で一四一八万一三〇〇円、二次相続で二〇〇万円となり、一次、二次の相続税の合計額は一六一八万一八〇〇円で、先のケース(今回の一次相続の相続税が最も少なくなる方法)と比べて四三六万三六〇〇円の軽減となります。
⑥二次相続対策が必要とされる理由
 配偶者が相続した遺産に対しては、法定

〈表4〉配偶者分の相続(二次相続)

- (1)課税価格の合計額 1億6,000万円
 (2)遺産に係る基礎控除額
 $5,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円} \times 2 \text{人} = 7,000 \text{万円}$
 (3)課税される遺産額 (1)-(2)=9,000万円
 (4)法定相続分に应ずる取得金額
 子 (3)× $\frac{1}{2}$ = 4,500万円……①
 子 (3)× $\frac{1}{2}$ = 4,500万円……②
 (5)相続税の総額
 ②×20%-200万円 = 700万円
 ③×20%-200万円 = 700万円
1,400万円
 (※10年以内の相続開始時における相次相続控除を適用しないと仮定)

相続分が一億六〇〇〇万円のいずれが多いほうの金額まで相続税はかからないことになるため、一次相続ではこの税額軽減が適用される範囲で、できるだけ多くの財産を

〈表5〉

配偶者が1/2(または1億6,000万円)の財産を相続とした場合(単位:円)			
項目		今回の相続(一次相続)	配偶者分の相続(二次相続)
課税価格	配偶者	160,000,000	
	子(2人)	60,000,000	160,000,000
相続税額	配偶者	0	
	子(2人)	6,545,400	14,000,000
相続税の合計額	①	20,545,400	
一次・二次相続税の合計額が最も少なくなる遺産分割額(単位:円)			
項目		今回の相続(一次相続)	配偶者分の相続(二次相続)
課税価格	配偶者	90,000,000	
	子(2人)	130,000,000	90,000,000
相続税額	配偶者	0	
	子(2人)	14,181,800	2,000,000
相続税の合計額	②	16,181,800(差額(①-②)4,363,600)	

※配偶者の一次相続財産についての二次相続までの価値の変動や消費による異動および相続税法等の法令改正がないという仮定での計算。

配偶者が相続するよう遺産分割することが当面の節税策といえます。
 しかし、一般的に被相続人の配偶者であれば相応の年齢に達している場合が多く、当面の節税にこだわって配偶者が過分の相続をした結果、次に配偶者に相続が発生(二次相続)した場合には、その相続人の税負担がかえって大きくなる可能性があります。
 そのため、一次相続の際に二次相続も視野に入れて分割協議を進めることに尽きるといえます。